政令第六十五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同項第三号中「五万二千二百七十円」を「五万二千百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

別表中

五、九四三円	七、七二〇円	九、四〇〇円	一〇、六五三円	一一、五三八円
四、四五五円	五、三四〇円	六、三五八円	七、四三〇円	八、四七三円

を

五、六六〇円	七、三五二円	八、六七〇円	九、六一二円	一〇、四一一円	一一、〇八五円
四、二四三円	四、九二六円	五、八六四円	六、八五三円	七、八一五円	八、五〇九円

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　平野　博文
内閣総理大臣　野田　佳彦

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第六十六号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千百円」に改める。

第四条の二第二項第一号中「同号」を「次号」に、「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同項第三号中「五万二千二百七十円」を「五万二千百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第六十七号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条　平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）第二条第二項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十条の規定により平成二十四年四月一日以後発行される公債に係る収入であつて平成二十三年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において同年度所属の歳入金として平成二十四年六月三十日まで受け入れることができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦